

英語における不定名詞句と非制限的關係詞節

中 右 実

0. はじめに

0.1. 關係詞節が制限的に用いられる場合と非制限的に用いられる場合のあることは、確立した事実として認めてよい。伝統的な英文法においてもそうであったし、変形理論的英文法においてもそうである。いまは、このように關係詞節を制限的用法と非制限的用法に區別する定説に異論をさしはさむ余地はないと思われる。

しかし、このことは、どのような条件の下で制限的用法が成り立ち、どのような条件の下で非制限的用法が成り立つか、という問題に対する確立した解決策があるということとは本質的に違う。これは、明らかに、別の問題であり、次に続いて問われるべき問題である。

とりわけ、非制限的關係詞節の成立条件について納得のゆく定説はないし、それどころか、それに対する問題意識が明示されている論説も数少ない。その数少ない論説もすべて変形文法の枠組みの中に納まるのであり、なかでもそのさきがけとなったのは、Carlota Smith (1964) である。その後 10 年を経てこの問題に立ち返ってくるのは、Ruth Kempson (1975) である。その間、間接的、暗示的な言い分があるのを除けば、この二つの論説以外に見るべきものはなかったと思われる。

わたくしは、本稿で、この非制限的關係詞節の成立条件について考えてみたいと思う。まず、問題意識の明確な割に粗雑な文体に甘んじた Smith (1964) の論説の中に、彼女の意図を読み、それを整理し、そのうえで、問題点を摘記することにする。次に、Smith の問題提起をうけて、一応、見るべき解答をえた Kempson (1975) の中から関連ある所説を抽出して示すこととする。これらの概括はいわば足がかりであり、続いて本論がくる。

本論では、わたくしの考えを示すこととなるが、基本路線は Kempson (1975) から受け継ぎながら、その路線を妥当とするより確かな証拠を示すために、その基本路線をより広いパースペクティブの中で押し進めてゆくこととなる。このより広いパースペクティブについての示唆は、同一指示性 (coreference) の問題、指示的不透明(不確定)性 (referential opacity) の問題、あるいは、名詞の定性 (definiteness)・不定性 (indefiniteness) の問題、特定性 (specificity)・非特定性 (non-specificity) の問題を扱う著作に負うところが多く、なかでも、初出年代順に、Baker (1966), Janet Dean (1968), L. Karttunen (1969), Givón (1973) をあげなければならない。Karttunen (1969) は、とりわけ、データとなる例文についてヒントとなるとところ多く、そのまま借用した例文も少なくない。

0.2. さて、繰り返すことになるが、本論の課題は、非制限的關係詞節の成立条件を探ることである。非制限的關係詞節はどのような条件の下で可能であるか、ということである。この問題へのアプローチは、当然、非制限的關係詞節の生ずるいわば外的環境という観点を含み込まなければならない。その観点からすれば、主節という概念が視野の中にはいつてくる。主節と非制限的關係詞節との整合性あるいは相関性と呼ぶべき論点が、ここから浮かびあがってくる。これら二つの節の間の整合性、相関性は、それらの節があらわす命題の間の自然な連続性を保証するものでなければならない。いわば談話における自然な連続性である。

連続性の視点が含まれる理由は、主節と關係詞節との間に非制限的關係詞が介在していることから来る。關係詞は、制限的・非制限的用法を問わず、代名詞的機能と接続詞的機能との二重機能を担っているので、その關係詞の二重機能をいわば橋渡しのな連結軸として主節と關係詞節とが連続的な談話を構成するのでなければならないからである。

このように、談話における自然な連続性を保証するものが非制限的關係詞節と主節との間の整合性、相関性であるとする、この整合性、相関性の問題は、結局のところ、非制限的關係詞とその先行詞との間の整合性、相関性という問題にまで煮詰められてくる。いったん、ここまで煮詰められると、同一指示性ということがこの整合性、相関性の中核を成すのではないかとの予測が立つ。実際問題として、この予測が正しいことは、あとでみる通りである。

要約するに、われわれが、当初、非制限的關係詞節の成立条件を求めること

として捉えた本稿の課題は、非制限的關係詞節の生ずる外的環境を考察の視野の中にも含み込むかぎり——もちろん、それは正鵠を得たことであるが——非制限的關係詞とその先行詞との間の同一指示性の成立条件を求めるといふ、より焦点の定まった課題として捉え直すことができる。もとより、このように煮詰めた課題は、非制限的關係詞節の成立条件を求めるといふ課題に全面的解答を与えるものでないかもしれないが、しかし、根本的、核心的解答とみなすべきものを産み出すことは確かである。

以上、本稿で扱う課題の輪郭を示した。これが、ここでは、事の成り行き上、一般的レベルでの議論にとどまっていることはやむをえない。次節以下では、具体的事例に添って議論を進めてゆくことになる。

1. これまでの主な研究

1.1. Smith (1964) の説

1.1.0. Carlota Smith (1964) には、非制限的關係詞節に対する外的制約とも呼ぶべきものについての論述がみられる。Smith が指摘する外的制約は、次に示すような三つの形に要約することができる。

- (1) 非制限的關係詞節の先行詞は、定性を備えていなければならない。
- (2) 非制限的關係詞節は、否定の作用域内に生ずることはできない。
- (3) 非制限的關係詞節は、疑問の作用域内に生ずることはできない。

これらの主張が経験的に妥当なものであるかどうかを決めるためには、Smith が具体的に、どのような資料を基にして、このような結論を導きだしているかを検討してみなければならない。

1.1.1. Smith が (1) の主張の拠りどころとしている資料は次のようなものである。

- (4) John, who knows the way, has offered to guide us.
- (5) *John who is from the South hates cold weather.
- (6) They pointed to a dog, who was looking at him hopefully.
- (7) They pointed to a dog who was looking at him hopefully.
- (8) *Any book, which is about linguistics, is interesting.
- (9) Any book which is about linguistics is interesting.
- (10) The book, which is about linguistics, is interesting.
- (11) He lives in a skyscraper that is twenty stories high.
- (12) The man who fixed the radio left this note.

これらの文の文法性は、先行詞の限定詞と関係詞節の種類に依存し、したがって、限定詞と関係詞節の間には選択制限がある、とされる。

(4) と (5) との対比から明らかなように、定性を備えた固有名詞は、非制限節と共起することができるが、制限節と共起することはできない。その反面、(8) と (9) との対比から明らかなように、不定性を備えた *any* の名詞句は、制限節の先行詞となることはできるが、非制限節の先行詞となることはできない。さらにまた、(6) と (7), (10) と (12) との対比から明らかなように、不定冠詞 *a / an*, 定冠詞 *the* は、制限節とも非制限節とも共起することができる。

以上の観察から、*Smith* は、非制限的關係詞節は定性 (definiteness) と結びつき、制限的關係詞節は不定性 (indefiniteness) と結びつく、という結論をえている。

しかしながら、*Smith* の言う定性、不定性の用法には注釈が必要である。一方では、上のように主張する半面、他方では、定性との関連性の下に限定詞を次の三つのクラスに分け、関係詞節のタイプとの対応を次のように考えている。

- (13) a. Unspecified (*any, all, etc.*):
Restrictive Rel Cl とのみ。
b. Specified (*a, the, ϕ*):
Restrictive RC
Non-Restrictive RC いずれとも。
c. Unique (ϕ : Proper noun):
Non-Restrictive RC とのみ。

ここで問題となるのは、(b) のクラスが制限的關係詞節とも非制限的關係詞節とも共起することができる、という事実である。この (b) のクラスは、*Smith* が定性は非制限的關係詞節と結びつき、不定性は制限的關係詞節と結びつく、と主張するコンテキストの中では、どのように位置づけられるのであろうか。(13) にみられる分類との対応関係の中により精密な事実の反映があるので、*Smith* の真意は、先きに示した一般性よりはこの分類の中にあると考えることが妥当であると思われる。

このことを前提として、*Smith* の意図が正しいかどうかを検討してゆくとするなら、二つの反例が思い当たる。

一つには、総称的名詞句が非制限的關係詞節の先行詞となることができる、という事実がある。

- (14) A tiger, which lives in the cave, is dangerous.
 (15) The potato, which was the principal foodstuff in Peru, was unknown in Mexico. (Smith, 1964)
 (16) Business determines against the girl, who is always given a low salary for the same amount of responsibility. (Langendoen, 1970)

どの文においても、定、不定冠詞の区別とかかわりなく、先行詞は、総称的な解釈が可能であり、それが優勢である。

もう一つの反例は、不定の叙述名詞 (Predicate nominal) についてで、叙述名詞には非制限的關係詞節は付かない、という Smith の派生的な一般化も正しくはない。Smith は、次の (17), (18) の例によってこの一般化を例証しているつもりであるが、(19), (20) の例は、その一般化からはみだしてしまう。

- (17) *He is an anthropologist, who studies Indian tribes.
 (18) *He is an anthropologist, whom I met at a party last week.
 (19) He is an anthropologist, which his brother used to be.
 (20) He is a hypocrite, which I don't want to become.

(19), (20) において、非制限的關係詞の先行詞となっているのは、確かに、不定の叙述名詞であるが、(17), (18) の場合とは違い、それは可能である。明白な一つの違いは、関係代名詞の選択にある。*who(m)* の代わりに *which* が生じている。その根底にある理由について、いまは、問わない。ここでは、問題の核心が、不定性と非制限的關係詞(節)との不整合にあるのではない、ということを指摘するだけで十分である。

結論的には、非制限的關係詞節が定姓名詞句だけを先行詞として許すという一般化は正しいものではない。不定姓名詞句を先行詞として許すことも一般的である。問題は、むしろ、どういう条件の下で、不定名詞句を先行詞として許すか、ということであると思われる。これについての考察が、第2節以下の議論における中心的課題である。

1.1.2. Smith の第2の仮説は、否定的環境と非制限的關係詞節との整合性にかかわりあう。まず、文の述部 (Predicate) が否定されているなら、その目的語あるいはある種の副詞的目的語に非制限的關係詞節が付くことはできない、と Smith は言う。つまり、述部否定 (Predicate negation) と目的語に付く非制限的關係詞節とは相互排他的である、というのである。この相互排他性は、次の例で示されるとする。

- (21) *He didn't write a novel, which was published by McGraw-Hill.
 (22) *He didn't eat the mango, which was overripe.

- (23) *He didn't eat the mango, which I bought for him yesterday.
 (24) *He did not use the air mattress, which belongs to the Halls.
 (25) *We never go to the opera house, which is in Boston.
 (26) *John rarely spades his plot, which he planted last spring.

非制限的關係詞節が付いている先行詞は、動詞の目的語か副詞かの位置に生じている。その先行詞の間に、さらに、定・不定冠詞、定代名詞の違いがある。が、その違いにかかわりなく、述部否定の範囲内にあるので、どの文も非文法的である、と Smith は説明する。定・不定の違いは、述語否定の前では勘定にはいらない、ということになってくる。

しかし、Smith の事実観察には問題がある。非制限的關係詞節が不定名詞句を先行詞とする (21) の場合を除けば、他はすべて文法的であり、もしも、それらが不自然であるというなら、それは何か別の理由によるのであると思われる。その別の理由が、まさに、何であるかは、直ちに定かであるわけではなく、改めて考えてみなければならない。ここでも、いまは、Smith の一般化が疑わしいことを指摘するだけにとどめる。

述部否定は、ある種の目的語に非制限的關係詞節が付くことを妨げるとしても、主語名詞句に非制限的關係詞節の付くことは妨げないはずである。事実、Smith はそのことを明述し、次の実例をあげる。

- (27) The American contestant, who broke training, did not win the race.
 (28) The novel, which was published by McGraw-Hill, was not successful.

しかし、主語の名詞句そのものの中に否定要素があれば、その限りではない。

- (29) *No antique dealer, who had any sense, wanted to buy the table.

以上の観察から、否定の作用域と非制限的關係詞節とは相互排他的である、という結論が得られる。

ここで重要なことは、否定の作用域という概念である。Smith の意図するところを努めてくみとろうとすれば、述語が形式上否定されている文における否定の作用域は、述部全体であって、文全体ではなく、また、主語が形式上否定されている文における否定の作用域は、文全体である、ということになるうか。

上でみた相互排除性の一般化の背後には、否定の作用域という概念が働いている。この観点から、もっと一般的に言い替えば、非制限的關係詞節は否定の作用域内に生ずることはできないということになる。

Smith の枠組みの中でこのように推論を押し進めることは正しいと思われる。さらに、Smith は、形式の上からみて、全文を否定する唯一の方法は、*It is not the case that*+S のような非人称構文を用いることである、とも述べている。すなわち、このような非人称構文の否定の作用域は、埋め込まれた文 S であることを Smith は意図している、と言わなければならない。

Smith のことばづかいは厳密性に欠け、誤解を招くおそれのある場合が数多く認められるが、そのことばづかいの背後にある Smith の意図は、要するに、

(30) 非制限的關係詞節は、否定の作用域内に生ずることはできない。

という一般的な形でまとめることができる。

したがって、この趣旨に添った枠組みに Smith の述部否定、主語否定、文否定の概念を組み替えるなら、次のようになる。

(31) a. 述部否定の場合、非制限的關係詞節は述部の中に生ずることはできない。

b. 主語否定の場合、非制限的關係詞節は文の中に生ずることはできない。

c. 文否定の場合、非制限的關係詞節は埋め込み文の中に生ずることはできない。

しかし、この一般化には疑念が残る。二つのタイプの問題点があるように思われる。一つには、どの種類の否定の場合にも共通している点であるが、否定の作用域内にあるかないかを問わず、定性名詞句は、非制限的關係詞節を許すはずであるが、Smith はそれを認めていない。つまり、Smith の事実観察自体がまちがっているのではないかと考えられる面がある。このことはすでに指摘したところである。

二つ目の問題点は、文否定の場合、(31 c) に対する反例である。次の例は、(31 c) が正しくない一般化であることを示す。

(32) *It's not the case/false that Dick, who is an expert on Austin, loves the Bonzo Dog Band.* (Boer and Lycan, 1976)

以上二つの問題点については、次の節でもっと広いパースペクティブの中で考えることにする。いまは、問題点の所在を指摘するにとどめる。

1.1.3. Smith の第3の仮説は、非制限的關係詞節と疑問文との関係についてである。この関係について Smith は次の主張を行なっている。

(33) 非制限的關係詞節は疑問の作用域内に生ずることはできない。

ここで問題とすべきは、疑問の作用域という概念であるが、Smith が例証するところを整理すると、次の三つに区別できるように思われる。

まず第1に、主語が問われるとき、疑問の作用域は文全体におよぶ。主語が問われるというのは、主語が疑問詞である場合を指すようである。このような場合、Smith によれば、非制限的關係詞節はその文内のどの名詞句にも付くことはできない、ということになる。

(34) *Who ate the mango, which Eleanor bought yesterday?

(35) *Who wrote a novel, which was published by McGraw-Hill?

次に、動詞が疑問化されているとき、疑問の作用域は述部全体におよぶので、述部内の目的語に非制限的關係詞節が付くことはできないとし、次の文をその例証とする。

(36) *Did he paint a mural, which hangs in the Hotel Prado?

最後に、目的語が疑問化されるとき、主語に非制限的關係詞節が付くことがありうる、としている。

(37) Did the accident, which was quite serious, upset them?

(38) *Did John, who is a journalist, write a novel?

以上の観察について、ここで少なくとも三つの疑問点を指摘しておかなければならない。一つは、動詞の疑問化と目的語の疑問化との区別である。その区別は、Smith の例文をいかに観察しても、全く不明である。その区別の拠りどころは、例文の観察からはでてこないのである。

もう一つの疑問点は、目的語が疑問化されるとする場合についてで、(37) と (38) との文法性を分ける根拠がまた不明である。なぜ、(37) は文法的なのに、(38) は非文法的なのか、その根拠は示されていないばかりでなく、正当な推測の域を越えるものである。というのは、(37), (38) は同程度に文法的であるとする判断が一般的であると思われる。

さらに、目的語が疑問化されるとき、疑問の作用域がどこまで及んでいるか不明である。(37) では文全体にまで及んではないが、(38) では文全体にまで及んでいる、ということを示しているかに思われる。しかし、ここでも、推測の域を出ず、判断の根拠は不明である。

1.1.4. 全般的に Smith の記述は、はなはだしく不明確であるばかりでなく、事実観察も妥当性が乏しい、という結論を下さなければならない。変形文法草

創期の記述的研究の一つとして見るべき論点を含みながら、現時点における知識の総体に照らし合わせてみると、粗雑さはまぬがれない。しかし、有利な立場にある現段階において、その粗雑さを批判することが穏当であるとは思えない。現在なお未解決の問題を残しているという事実の側面にこそ、Smith の先見性を認めなければならないであろうと思われる。

Smith (1964) において本論の主題に関係する三つの所説を概括、整理し、その問題点を指摘した。問題点は大きく分けて二つのタイプになる。一つは Smith の提示する一般化に関してであり、もう一つはその一般化の拠りどころとした事実観察についてである。

わたくしは、第2節、第3節で、もっと広いパースペクティヴの中にこれらの現象を位置づけることによって、Smith の文法性判断のみならず、その一般化もまちがいであることを示したいと思う。しかしながら、上に指摘した疑問点をすべて解決する説明法を提案することはできない。なぜなら、本題と関係のない別の原理が働いている可能性があるからである。その原理がまさに何であるかを定めることが問題の全般的解決をみる方向であることは確かであるが、目下のところ、別個の問題として時を待たねばならない。

1.2. Kempson (1975) の説

1.2.1. Kempson (1975) は、非制限的關係詞節が不定名詞句に付き、そのような不定名詞句が否定文の中に生ずることができる、ということを示している。

- (1) a. John didn't see a lorry which was coming round the corner.
b. John didn't see a lorry, which was coming round the corner.
- (2) a. John didn't buy a car which was convertible.
b. ??John didn't buy a car, which was convertible.

各ペアで (a) の文は制限的關係詞節を含むのに対し、(b) の文は非制限的關係詞節を含む。(a) の文における不定名詞句は、疑いもなく、特定の指示対象の存在を含意するが、(b) の文における不定名詞句も、特定の指示対象の存在を含意する。とりわけ、(2b) の文に疑問符が付いているのは、その不定名詞句が特定の指示対象の解釈を、何の抵抗もなく、受けるというわけではないことを示す。

次に当然生じてくる問題は、どのような条件の下で、このような現象が可能であるか、ということである。

結論を先きに言えば、先行詞の名詞句が、定・不定を問わず、特定の指示対象をもつと解釈されるときにかぎり、非制限的關係詞節による修飾限定が可能である。

定性を備えた名詞句は、特定の指示対象を必ずもっているので、非制限的關係詞節による修飾限定が許される。

- (3) The book, which is about linguistics, would be very helpful.
- (4) John, who knows the way, has offered to guide us.
- (5) The American contestant, who broke training, did not win the race.
- (6) The novel, which was published by McGraw-Hill, was not successful.

(4) における *John* が固有名詞で、他の文における先行詞は定冠詞がつき、いずれも、意味上、定性を備えている(唯一的に認知可能な対象を指示している)ので、特定の解釈をうけることは明らかである。

Kempson によれば、Smith が非文法的とした次の文も、先行詞名詞句の特定性の解釈は疑うべくもないので、文法的でなければならないことになる。

- (7) He didn't eat the mango, which I bought for him yesterday.
- (8) He didn't eat the mango, which was overripe.
- (9) He did not use the mattress, which belongs to the Halls.
- (10) John rarely spades his plot, which he planted last spring.
- (11) We never go to the opera house, which is in Boston.
- (12) Who ate the mango, which Eleanor bought yesterday?
- (13) Did John, who is a journalist, write a novel?

Smith (1964) では、(7) から (11) については否定の作用域との交差が問題とされ、(12) と (13) については疑問の作用域との交差が問題とされたが、もしも、Kempson の言うように、特定性解釈の可能性が決定的な関与要因であるとするなら、問題となる先行詞はすべて定冠詞あるいは所有代名詞付き名詞句であるので、唯一的に認知可能な指示対象をもっていることに疑いはなく、否定、疑問の作用域との交差ということとは関係なく、すべての文は文法的でなければならないはずである。

わたくしの考えは、Kempson の主張を基本的に正しいとし、Smith による事実観察に疑いを差しはさむものであるが、しかし、それにしても、Smith の文法性判断を完全にまちがったものとするのはできないであろう。母国語話者としての文法性判断がつねに全面的真実を含むとみることは行き過ぎであるとしても、そこになんらかの真実のあることは否定できないと思われる。とす

れば、純粹に文法的な要因がからんでいるのでないとしても、何か別の理由で不自然であると感じられるにちがいないのである。わたくしには、いま、その理由が何であるかのすべてを見定める手筈が整っているわけではないので、これは将来の問題として残しておかなければならない。が、すでに述べたように、わたくしは、Kempson とともに、決定的な関与要因が先行詞名詞句の特定の解釈の可能性であると考えるので、このことを、次節以下で、Kempson の対象とする 範囲を越え、もっと広いパースペクティブの中で検証することにする。

1.2.2. 語を本筋にもどすことにしよう。上述の定性を備えた名詞句とは違い、不定名詞句の場合に事は複雑となる。この場合には、特定の解釈をうける場合と非特定の解釈を受ける場合がある。Kemson は、特定の解釈をうけるときのみ、非制限的關係詞節が可能である、とする。その例証として次の一連の文があげられる。文法性判断も、もちろん、Kempson のものである。

- (14) ?*A book, which is about linguistics, would be very helpful.
- (15) ?*Any book, which is about linguistics, would be useful.
- (16) ?*He is an anthropologist, who studies Indian tribes.
- (17) *A picture, which has a gold frame, may soon be painted by John.
- (18) *He didn't write a novel, which was published by McGraw-Hill.
- (19) ??John didn't buy a car, which was convertible.
- (20) John didn't see a lorry, which was coming round the corner.

(14) から (18) までの文で、先行詞の位置に生じている不定名詞句が、特定の対象を指示するとする解釈を受けることは、確かに、はなはだむずかしい。それに対し、同じ不定名詞句でも、(19) と (20) では、それが可能である。

Smith の所説との関連で注意すべきは、主節に否定要素が含まれる場合で、(18), (19), (20) の文がこれと関係する。しかし、Smith の主張に反し、否定の作用域と抵触するはずの非制限的關係詞節が、(20) においては、疑念の余地なく、可能であり、(19) においては、危うくも、可能である。Smith の主張に合うのは、(18) だけである。同じように否定の作用域にかかわり合いながら、このように文法性の差を引き起こしている要因は、まさに、不定名詞句の特定性解釈の可能性ということである。

以上の説明は、わたくしなりのことばづかいによっているが、Kempson の主張の趣旨を言い表わしているはずである。しかし、さらにわれわれの興味をそそるのは、その不定名詞句の特定の・非特定の解釈を分ける理由が、まさに、何であるか、ということである。が、Kempson はそれに明解な答えを与えて

いるように見えない。このことは、次節の課題であるとしなければならない。**1.2.3.** 不定名詞句は、場合によって、特定のにも非特定のにも解釈されることがある。このようにあいまいである場合には、もちろん、非制限的關係詞節による修飾限定は可能であるが、その際、特定の指示対象の解釈のみ残る。Kempson は、次の例によってこのことを示す。

- (21) a. John is looking for a car.
 b. John is looking for a car, which is convertible.

(21 a) における *a car* は上の意味であいまいである。ジョンがある特定の車のイメージを心に描いてそれを捜し求めているとき、*a car* は特定の解釈をもつということになるであろうが、その反面、車なら何でもよい、任意の車を捜し求めているなら、*a car* は非特定の解釈をもつということになるであろう。しかしながら、(21 b) における *a car* にはこのあいまい性は認められず、ただ、特定の解釈のみが残るのである。つまり、ジョンの捜し求めている車は、彼の心の中でイメージとして特定化されており、その特定のイメージとして心の中に定着している車がコンパティブル(ほろ付きの乗用車)である、という意味解釈がそこには含まれている。

1.2.4. 常識的に考えてみて、ものが存在する世界は、心的世界と外的世界のいずれかにおいて、ということになるであろうか。誤解をおそれず平たく言い替えれば、それは想像の世界と現実の世界ということにもなる。(本当は、外的世界のみならず、内的世界もまた、現実の世界なのであるから、うるさく言えば、この言い替えは成り立たないのである。) Kempson その他多くの学者は、現に、こういうことばづかいをしていて、それはわかりやすいので、それをそのまま用いて、本筋に移るとすれば、現実の世界と想像の世界の交差は、先行詞の不定名詞句と非制限的關係詞との間に同一指示対象の解釈が成り立つかぎり、許される、という原理があるとする。

Kempson はこのことを示す直接的例証をあげているのではないので、別の例を少し改めて示せば、次のようになる。(ただし、(25) は Kempson のもの。)

- (22) John met a girl, who he dreamt he seduced.
 (23) Yesterday John dreamt that he hurt a girl, who came round today.
 (24) John dreamt that he hurt a girl, who cried.
 (25) John dreamt he seduced a woman, who fought him.

(24), (25) では、ジョンの想像の世界の中での出来事が叙述され、その中に含まれる不定名詞句の特定の指示対象は、その想像の世界の中に見いだされるも

のである。が、(22), (23) では、現実の世界と想像の世界との異なる交差がある。

(22) では、主節が(ジョンの)現実の世界を表わし、非制限的關係詞節が(ジョンの)想像の世界を表わす。他方、(23) では、(ジョンの)想像の世界と(話者の)現実の世界の交差がある。しかし、このような異質の世界の交差にもかかわらず、いずれの文においても、*a girl* と *who* とは同一の指示対象をもつものとして解釈される。このことをもう一步押し進めて考えてみると、表向き、確かに二つの世界の交差があるけれども、その指示対象は、結局、現実の世界のものである。(22) では、ジョンが現実に行った女の子が、彼の夢の中に現れたのであり、(23) では、夢の中で負傷させた女の子が現実に姿を見せたのである。現実世界での存在物であることに変わりはない。

1.2.5. 最後に、Kempson の指摘するところは、非制限的關係詞が定冠詞、定代名詞と同じ分布を示す、ということである。すなわち、上でみた非制限的關係詞に対する制約は、すべて、定冠詞、定代名詞にもあてはまる。あてはまるのが定代名詞であって不定代名詞ではない、という点は、次の文のパラフレーズの関係をみれば、明らかであろう。(27), (28) は Langendoen (1970) からの借用。

(26) Judy lost a dollar bill, which I found.

(27) Judy lost a dollar bill, and I found it.

(28) Judy lost a dollar bill, and I found one.

すなわち、(26) は、(27) とパラフレーズの関係にあるが、(28) とはそのような関係にはない。(27), (28) から明らかのように、*a dollar bill* 自体はあいまいであるが、*which* が続けば、(26) にみるように、特定の解釈のみが残るのである。これはすでにみた。(21) を参照。

1.2.6. 以上、本節で問題とする主節と非制限的關係詞節との間の整合性に関与してくる論点を、Smith と Kempson の中に求め、わたくしなりのことばで、その主張を概括し要約したのであった。が、その際、同時に、その主張にまつわる問題点、疑問点をも指摘し、次節への足がかりとすることを意図した。次の節では、Kempson の指摘する不定名詞の特定性解釈の論点を引き継ぎ、その論点をもっと広いパースペクティヴの中に位置づけ、その妥当性を確認することにする。

2. 不定名詞句の特定性と非制限的關係詞

2.0. はじめに

不定名詞句は、どのような条件の下で特定の指示対象の解釈をうけ、また、どのような条件の下で非特定の指示対象の解釈をうけるかを考察することしよう。

結論をさきに述べるとするなら、まず、不定名詞句は、不確定的コンテキストにおいてのみ、非特定の解釈をうける。ただし、不確定的コンテキストにおいて不定名詞句があいまいであるなら、通例、非特定の解釈の方が無標の (un-marked)、つまり、自然な解釈である。さらに、不定名詞句は、確定的コンテキストに生じていれば、特定の解釈をうける。また、定名詞句に関しては、確定的コンテキストにおいてはもちろん、不確定的コンテキストにおいても、特定の解釈をうける。

当然、ここで問題となるのは、不確定的コンテキストの概念である。何が不確定的コンテキストを構成するかを規定しなければならない。本論では、非制限的關係詞節、定冠詞、定代名詞との関連において、不確定的コンテキストの成立条件は何であるか、次に続いて考察することにする。

確定的・不確定的コンテキストの成立条件とかがわり合う要素は、否定辞、法(助)動詞、含意動詞、叙実動詞、非叙実動詞のような項目との関連の下に扱うことができる。これらの項目の下に、順次、不確定的コンテキストの成立要因をみてゆくことにする。

2.1. 不定名詞句と否定辞

2.1.1. 否定辞はその作用域を不確定的コンテキストならしめる要因を含んでいる。したがって、通例、否定の作用域内にある不定名詞句は、非特定のである。次の文を比較せよ。

- (1) Bill has a car.
- (2) Bill doesn't have a car.

不定名詞句 *a car* は、(1) においては特定の解釈をうけるが、(2) においては非特定の解釈しかうけない。

これにある種の非制限的關係詞を付加するなら、次のような文法性の差が生じてくる。

- (3) Bill has a car, which is black.
 (4) *Bill doesn't have a car, which is black.

a car と *which* とは、(3) において同一指示的であるのに対し、(4) においてはそうでないことが明らかである。ということは、すなわち、*a car* が主節において特定の解釈をうけるときのみ、非制限的關係詞と同一指示性を獲得していることになる。

定代名詞、定冠詞の分布も、この非制限的關係詞の分布とパラレルに認められる。(ちなみに、#の印は、その文が非文法的であることを示すのではなく、談話の中でのつながりが不自然であることを示すために用いるものとする。以下、この流儀に従う。)

- (5) Bill has a car. The car/It is black.
 (6) Bill doesn't have a car. #The car/It is black.

a car と *the car / it* との同一指示性は、(5) においては認められるが、(6) においては認められない。だから、(5) の談話は連続的であり、自然である。しかるに (6) の談話は不連続的であり、不自然である。(5) において認められる同一指示性は、もちろん、特定の解釈においてである。

2.1.2. 否定の作用域内にある不定名詞句は、しかしながら、つねに、非特定の解釈しかうけないというわけではない。

- (7) Bill didn't see a misprint, which I had made on purpose.
 (8) *Bill didn't see a unicorn, which had a gold mane.

(7), (8) の主節はいずれも否定の要素を含むけれども、(8) において *a unicorn* は非特定の解釈しかもたないのに対し、(7) において *a misprint* は特定の解釈をうけている。不定名詞句が特定の解釈をうけているときのみ、非制限的關係詞がそれを先行詞として許していることになる。

これは、(3) と (4) の対比によって得られた結論と同じであるが、注意すべきは、否定が不確定的コンテクストの形成に関与する要因ではあっても、不確定的コンテクストの形成を決定する要因ではない、という点である。否定の作用域内にあっても、不定名詞句は、時に、特定の解釈をうけることが可能であるからである。

否定という不確定的因子は、他の不確定的因子あるいは確定的因子と組み合わせ、相乗効果あるいは相殺効果をうみだすものである。これらの効果を含み込む現象は、これから、他の確定的、不確定的因子を措定してゆく過程の

中で、観察されることになる。

2.2. 不定名詞句と法(助)動詞

2.2.1. 法助動詞 (modal auxiliaries) は、不確定的コンテクストを形成するにあずかる。もちろん、この中には、*will, can, may, shall, could, would, must* などの助動詞が含まれるが、すべて、不確定的因子を含むものである。この種の動詞類の中には、*want, wish, look for, be bound to* など数多い。

このような法(助)動詞の作用域の中にある不定名詞句は、通例、特定の指示対象をもたないので、非制限的關係詞はそれを先行詞とすることはできない。

- (1) *Bill can make a kite, which has a long string.
- (2) *A picture, which has a gold frame, may soon be painted by John.
- (3) *A book, which is about linguistics, would be very helpful.

どの文においても、主節における不定名詞句は特定の解釈をうけることはできない。これはどうしてであろうか。まず、(1), (2), (3) の主節は、それぞれ、法助動詞 *can, may, would* を含んでいる。次に、不定名詞句は、(1) では目的語として生じているが、(2) と (3) では主語として生じている。しかし、一般に、法助動詞の作用域は文全体に及ぶ (cf. Jackendoff, 1972) ので、目的語のみならず主語もこの作用域内にあることになり、したがって、(1) のみならず (2), (3) においても、不定名詞句が特定の読みをもつに至らない結果となっているのである。

定代名詞、定冠詞もまた、法助動詞の作用域との関連において、非制限的關係詞と同じ分布を示す。

- (4) Bill can make a kite. #The kite has a long string. (Karttunen, 1976)
- (5) A picture may soon be painted by John. #It has a gold frame.
- (6) A book would be very helpful. #It/The book is about linguistics.

2.2.2. ついでながら、一つ注意すべきは、(3) の文との対比において、次の文 (7) は文法的である、という事実である。

- (3) *A book, which is about linguistics, would be very helpful.
- (7) A book which is about linguistics would be very helpful.

(3) は非制限的關係詞節を含むのに対し、(7) は制限的關係詞節を含む。(3) と (7) における文法性の違いは、いずれの文も不確定的コンテクストを形成しているので、その点に理由を求めることはできない。

重要なことは、(3)の主節において *a book* は非特定の解釈しか許されないのに対し、(7)においてそれは特定の解釈をうけている、という事実である。(3)と(7)とは關係詞節が制限的か非制限的かの点において最小対立を成しているので、(7)においてこの特定の解釈を可能にしているのは、關係詞節の制限的用法であるといわなければならない。

とすれば、不定名詞句は、制限的關係詞節による修飾限定によって、たとえ不確定的コンテクストにあっても、特定の解釈が可能となることがある、ということになる。このことは、とりも直さず、制限的關係詞節による修飾限定が、不定名詞句の指示対象を特定化するに十分な情報を含んでいる場合のあることを含意していることになる。

2.2.3. *want, expect* などの動詞も、意味上、法助動詞とかわらない法性を備えているので、法助動詞についてみたのとはほぼ同じことがいえる。すなわち、これらの動詞の作用域内にある不定名詞句は、特定の・非特定の解釈においてあいまいであり、非特定の解釈のほうが無標である。しかし、これらの動詞の作用域は、法助動詞のそれとは違い、主語には及ばず、述部の枠内にとどまる。

(8) A man, who is prepared to go fishing, wants to catch that big fish.

(9) *Mary expects to have a baby, whose name is Sue.

(8)において *a man* は、特定の解釈され、このことは、主語が *want* の作用域の外にあるとすることによって、説明がつく。反面、(9)において *a baby* は非特定の解釈にしか解されることはなく、このことは、目的語が *expect* の作用域内にあるとすることによって、説明がつく。要するに、*want, expect* の作用域は述部の枠内にとどまるとするならば、主語の位置にある不定名詞句が特定の解釈をうけ、それを先行詞とする非制限的關係詞と同一指示的である、という事実は納得がゆくのである。

(8), (9)の非制限的關係詞とパラレルに、定冠詞、定代名詞もまた、主語の位置にある不定名詞句と同一指示的ではあっても、目的語の位置にある不定名詞句と同一指示的であることはできない。この違いは、もちろん、*want, expect* の作用域外にある不定名詞句が特定の解釈をうけることに起因している。

(10) A man wants to catch that big fish. He is prepared to go fishing.

(11) Mary expects to have a baby. #The baby's name is Sue. (Karttunen, 1976)

2.2.4. 法性の中でも、とりわけ、未来性 (futurity) ともいうべき不確定的因子を内在化させている一群の動詞がある。たとえば、*need, want, expect, ask*

for, look for, hope for, propose, suggest, request, promise, wait for, yearn for はこのタイプに属する。

一般的に、これらの動詞は、その目的語として生じている不定名詞句が、特定性解釈においてあいまいであることを許す。つまり、特定のにも非特定のにも解釈できるのである。しかし、連続的な談話を形成するためには、不定名詞句が特定の解釈をうけるとき以外は、非制限的關係詞がそれを先行詞とすることはできない。

したがって、次の文は、不定名詞句が非特定の解釈をうけるとき、不自然である。通例、非特定の解釈のほうが優位であるので、次の文が不自然な響きをもつことは免れない。

- (12) *I needed a car, which was a Mustang.
- (13) *Seymour wants a knife, which is sharp.
- (14) *John promised Mary a bracelet, which was very expensive.
- (15) *The casting director was looking for an innocent blonde, who was from Blossom, Indiana.

不自然さは、非制限的關係詞の代わりに、定冠詞、定代名詞を含む次の談話においても、等しく観察される。次のは Karttunen (1976) からの借用。

- (16) I needed a car. #It was a Mustang.
- (17) Seymour wants a knife. #It is sharp.
- (18) John promised Mary a bracelet. #The bracelet was very expensive.
- (19) The casting director was looking for an innocent blonde. #She was from Blossom, Indiana.

これらの動詞に未来性という不確定因子が含まれているということは、それらの動詞が未来性をもつとはっきりと暗示する形でパラフレーズすることができることによって明らかであろう。たとえば、(13), (14), (15) は、次のようにパラフレーズできる。

- (20) *Seymour wants to have a knife, which is sharp.
- (21) *John promised Mary that she would have a bracelet, which was very expensive.
- (22) *The casting director was trying to find an innocent blonde, who was from Blossom, Indiana.

(13) における *wants* は *wants to have* に、(14) における *promised* は *would / will have* を含む形に、また、(15) における *was looking for* は *was*

trying to find に同義であることが明らかなように、未来性は、そのパラフレーズの中により明確に示されている。不定名詞句は、いずれも、その未来性の作用域内に納まっているので、非特定の解釈が優勢となり、文全体の不自然さが際立つに至っているのである。

2.2.5. 見かけは、いま問題としている動詞に似ていながらも、実際には未来性の不確定的因子を含まない一群の動詞がある。*own, imagine, buy, look at* など数多い。これらの動詞は不確定的因子を含まないので、その動詞の作用域内にある不定名詞句は、当然、特定の解釈をうけ、後続する非制限的關係詞、定冠詞、定代名詞は、その不定名詞句と同一指示性を確立することができる。

- (23) a. I owned a car, which was a Mustang.
 b. I owned a car. It was a Mustang.
- (24) a. Seymour imagined a knife, which is sharp.
 b. Seymour imagined a knife. The knife is sharp.
- (25) John bought Mary a bracelet, which was very expensive.
- (26) The casting director was looking at an innocent blonde, who was from Blossom, Indiana.

2.3. 不定名詞句と含意動詞

2.3.1. Karttunen (1971) によって指摘された「含意動詞」(implicative verbs) と呼ばれる一群の動詞がある。その中には *manage, remember, venture, see fit* などが含まれる。これらの動詞に共通した特性は、補文をとること、および、その補文の表わす命題が真であることを含意するということである。たとえば、次の文 (1) は、補文に対応する文 (2) が真であることを含意することを変えて言えば、(1) が真であるなら、(2) もまた真である、という関係があるということである。

- (1) John managed to find an apartment.
 (2) John found an apartment.

当面の問題との関係で含意動詞をみると、その補文の中に生ずる不定名詞句は、つねに、特定の指示対象をもつ、という事実がある。すなわち、(1) の補文中の不定名詞句 *an apartment* は *manage* の作用域にあり、特定の解釈をうけるのである。(2) の真は (1) によって含意されるので、(2) における *an apartment* も特定の解釈が含意されていることになるが、この含意が、事実上、正しいことは、(2) の文を独立して観察することによっても確認できる。

さて、このような含意動詞の作用域内にある不定名詞句は、特定の解釈をう

けるので、当然、予測しうるように、非制限的關係詞節の後続が可能である。やはり同じく、定冠詞、定代名詞の後続も可能である。

- (3) a. John managed to find an apartment, which has a balcony.
 b. John managed to find an apartment. The apartment has a balcony. (Karttunen, 1976)
- (4) a. Bill ventured to ask a question, which the lecturer answered.
 b. Bill ventured to ask a question. The lecturer answered it. (Karttunen, 1976)

(3) では *an apartment* と *which / the apartment* が、また、(4) では *a question* と *which / it* が、特定の指示対象の解釈において同一指示的である。このことによって、各談話は、自然な連続性を確保しているのである。

しかしながら、含意動詞が否定されると、事情はかわってくる。含意動詞が否定されるとは、含意動詞が否定の作用域内にあることを意味することになるので、その作用域内にある不定名詞句は、特定の解釈をうけることはできなくなる。次の例はこのことを示す。

- (5) a. *John didn't manage to find an apartment, which has a balcony.
 b. John didn't manage to find an apartment. *The apartment has a balcony. (Karttunen, 1976)
- (6) a. *Bill didn't dare to ask a question, which the lecturer answered.
 b. Bill didn't dare to ask a question. #The lecturer answered it. (Karttunen, 1976)

これらの談話において、どの不定名詞句も、非特定の解釈を余儀なくされている。このことは、含意動詞に否定が付加されたことによっている。否定についてすでにみたところから明らかなように、この否定の付加は、含意動詞の作用域を否定の作用域に組み替える結果となり、否定の作用域内の不定名詞句は、いわば無標の、非特定の解釈を強いられることとなったのである。

2.3.2. これまでにみてきたのは、補文の真を含意する含意動詞であったが、それとは反対に、補文の偽を含意する一群の含意動詞がある。これらの動詞は、言ってみれば、否定的含意を内在化させている動詞で、*forget*, *fail*, *neglect* などがある。

これらの動詞がいわば否定的含意動詞であるということから推測しうるように、補文に生ずる不定名詞句は、特定の解釈を許されない。

次にみるような談話は不自然と言わなければならない。

- (7) a. *John forgot to write a term paper, which he cannot show to the

teacher.

b. John forgot to write a term paper. #He cannot show it to the teacher. (Karttunen, 1976)

(8) a. *John failed to find an answer, which was wrong.

b. John failed to find an answer. #The answer was wrong. (Karttunen, 1976)

その不自然さは、もちろん、不定名詞句が否定的含意動詞の作用域内において特定の解釈を許されないの、その不定名詞句と非制限的關係詞、定冠詞、あるいは定代名詞が同一指示性を確立できない、ということから来ている。

これら否定的含意動詞にさらに否定を加えると、どういうことになるか。当然予測しうるように、自然な論理計算によって、その含意は肯定的なものとなり、その結果、不定名詞句は特定の指示対象の解釈をうけるに至る。

(19) a. John didn't fail to find an answer, which was even right.

b. John didn't fail to find an answer. The answer was even right. (Karttunen, 1976)

(10) a. John didn't remember not to bring an umbrella, for which, however, we had no room.

b. John didn't remember not to bring an umbrella, although we had no room for it. (Karttunen, 1976)

2.4. 不定名詞句と叙実動詞

2.4.1. Kiparsky and Kiparsky (1971) によって指摘された「叙実動詞」(factive verbs) と呼ばれる一群の動詞がある。叙実動詞とは、その補文の表わす命題が真であることを、話者が前提としている動詞のことをいう。たとえば、*know*, *realize*, *regret* などの動詞はもちろん、*aware*, *odd*, *surprising* などの形容詞も、このタイプに属する。

すでに容易に予測しうるところであるが、これら叙実動詞の補文における不定名詞句は、特定の指示対象の解釈をうける。だから、次のような文が自然なのは、この事実によっている。

(1) John knew that Mary had a car, which, however, he had never seen.

(2) John knew that Mary had a car, but he had never seen it/the car. (Karttunen, 1976)

ことばを変えれば、(1) における *a car* と *which*, (2) における *a car* と *it / the car* とが、それぞれ、同一指示対象をもつと解されるので、2つの節の命題の間に自然な連続性が確立されていることになるからである。

おもしろいことに、叙実動詞を否定しても、不定名詞句の特定の指示性の解釈は変わらない。だから、次の談話も自然である。

- (3) Bill didn't realize that he had a dime, which was in his pocket.
 (4) Bill didn't realize that he had a dime. It was in his pocket. (Karttunen, 1976)

不定名詞句 *a dime* は否定の作用域内にあるにもかかわらず、その否定の作用域が同時に、叙実動詞の作用域でもあるとき、その不定名詞句は特定の指示対象をもつと解釈される。ということは、叙実動詞の否定は、叙実動詞の本来的機能を変えるものではないことを意味する。

この事実は、含意動詞の否定の場合と対照をなす。含意動詞の否定は、不定名詞句の非特定性を強要したが、叙実動詞の否定は、不定名詞句の特定性を保証する。この違いの誘因は、叙実的「含意」と叙実的「前提」の違いにある。

叙実的前提を含む命題は、否定の作用域内にあっても、否定の対象とはならないことから来ているのであろう。つまり、叙実的前提の命題は、いわば「島」(island) を形造っているということである。

同じようなことは、否定の場合に限らず、よく指摘されるように、疑問の場合についてもいえる。叙実的前提の命題は、疑問の作用域内にあっても、疑問の対象となることはないのである。だから、疑問文においても、叙実的前提の命題は「島」を形成するのである。

- (5) John regrets that the door is closed.
 (6) John doesn't regret that the door is closed.
 (7) He is aware that Ram eats meat.
 (8) Is he aware that Ram eats meat?

(6) は、(5) と同じく、補文の命題を真として前提したうえて、述語動詞 *regret* の表わす概念を否定しているのであり、(8) は、(7) と同様、補文の命題を真として前提したうえて、述語の形容詞 *aware* の表わす概念の真偽についてたずねているのである。

2.4.2. 叙実動詞の否定は、補文中の不定名詞句の特定の解釈を変えない、ということのみてきたが、それとは別に、叙実動詞の補文の動詞が否定されるなら、事情は変わってくる。この際、主節が叙実動詞であっても、補文の動詞の否定は、不定名詞句に非特定の解釈を要求するであろう。

- (9) *Bill realized that he didn't have a dime, which was in his pocket.
 (10) *Bill didn't realize that he didn't have a dime, which was in his

pocket.

不定名詞句 *a dime* は、補文内の *not* の作用域内に生じているので、非特定の解釈をうけ、いったん、非特定の解釈をうけてしまえば、上位節の叙実動詞 *realize* がその非特定の解釈を叙実的前提として捉えてしまうので、その非特定の解釈は変わることなく保持されているのであろうと思われる。

(9), (10) にみるように、*realize* のような叙実動詞が否定されていようといまいと、補文の叙実的前提はかわらないのであるから、補文内にある不定名詞句の特定性解釈の可能性は、同じく補文内にある不確定的因子の存在とその作用域にのみかかっていることになる。

(9), (10) の非文法性は、*a dime* と *which* との特定の解釈における同一指示性が確保されえないことによっている。このことは、とりも直さず、*a dime* が補文内の *not* の作用域内にあり、そのため、特定の解釈を許されないからである。

2.5. 不定名詞句と非叙実動詞

2.5.1. 前節では、叙実動詞との関連において、不定名詞句の特定性解釈の可能性をみてきたが、本節では、非叙実動詞との関連において、この問題をみてゆくことにしよう。

非叙実動詞には、*believe, think, say, claim, doubt* などが含まれる。一般に、これら非叙実動詞は、その補文の表わす命題が真であることを前提としなるところから、この名で呼ばれる。

非叙実動詞の作用域内に生ずる不定名詞句が特定の・非特定の解釈のいずれの可能性をもっているかについては、問題がやや複雑になるので、まず、事実観察から出発し、そのあとで一般法則をみることにしよう。

まず、次の二つの談話を比較検討することから始める。次の例は Karttunen (1976) による。

- (1) I doubt that Mary has a car. #Bill has seen it.
- (2) Bill doubts that Mary has a car. I have seen it.

(2) は談話の自然な連続性を保持しているが、(1) はその連続性に欠けるところがある。その理由は、*a car* と *it* との同一指示性が (2) においては認められるのに、(1) においては認められない、ということである。(2) における *a car* と *it* との同一指示性の中身は、特定の指示対象の同一性である。(1) にはそれが無い。この (1) と (2) との相違は、(1) と (2) とが主語の交替という点でのみ異なっているので、その主語の交替という点に、その根拠を求めなければ

ばならない。

問題の核心は、主語の視点と話者の視点との区別というところにある。

(2)において、ビルは「メアリーに車がある」とは思っていないが、他方、話者は「メアリーに車がある」と思っている。したがって、*a car* は、ビルの視点からは、非特定の解釈しかうけないのに対し、話者の視点からは、特定の解釈が許される。

この話者の視点に基づく特定の解釈は、(2)における *a car* と *it* の同一指示性を保証するので、(2)の談話における連続性が話者の世界において確立されるに至ったのである。

要するに、(2)の談話が自然なのは、ビルの世界においてではなく、話者の世界において、*a car* と *it* とが特定の指示対象における同一性解釈が保証されていることに因るものである。

(1)の談話の不自然さは、これと同じ線上で説明することができる。(1)において、第1文も第2文も、ともに、話者の視点からの主張を含んでいるので、(1)の談話は話者の世界を構成していることになる。第1文において、話者は、メアリーに車があるとは信じていないのに、第2文において、話者は、ビルがその車を見たことがあると主張している。これは矛盾である。すなわち、現時点という一つの特定時での話者の世界において、二つの相入れない命題が主張されている、ということである。

a car と *it* との同一指示性という問題についてみるなら、第1文において *a car* は、明らかに、非特定の指示対象しかもたないコンテキストに生じながら、第2文において、それを受ける *it* は、特定の解釈しか許されないコンテキストに生じている。つまり、特定の指示対象の解釈における首尾一貫性(同一指示性)が保証されていないことを意味している。これが(1)における談話の不連続性を引き起こす要因となっているのである。

以上、否定的含意をもつ非叙実動詞 *doubt* との関連において、不定名詞句の特定の解釈の可能性をみてきた。この際、決定的に関与するのは、話者の視点と主語の視点との区別であった。すなわち、非叙実動詞の作用域内にある不定名詞句の特定性解釈の可能性は、話者の視点と主語の視点とが交錯しない世界においてはじめて、正しく決めることができる、ということである。

このことを前提とするなら、不定名詞句が特定の指示対象の解釈をうけるときに限り、定代名詞、定冠詞付き名詞句はそれと同一指示的である、という結論がえられる。

この結論は、言うに及ばず、本論の主題である非制限的關係詞についても完全にあてはまる。次の例について、以上みてきたと同じ説明があてはまることに留意すべきである。

(3) *I doubt that Mary has a car, which Bill has seen.

(4) Bill doubts that Mary has a car, which I have seen.

(4) において、話者の視点に基づき、*a car* と *which* との特定の指示対象における同一性が保証されているので、(4) の文における談話としての連続性が確保されている。それに対し、(3) においては、*a car* と *which* との間に特定の同一指示性が不可能なので、(3) における談話としての連続性もまた確保されえないものとなっている。

2.5.2. さらに、次の一層複雑な事態にも注意しておきたい。話者の世界と主語の世界とが交錯しているかに見えながら、実際はそうでない場合がある。(3)、(4) との対比において、次の文を考えてみよう。

(5) I doubt that Mary has a car, which Bill claims that he has seen.

(6) I doubt that Mary has a car, which Bill claims that I have seen.

(3) と (5) の対比から明らかのように、(3) の不自然さは、話者の世界において矛盾があることを含意していたが、(5) の自然さは、ビルの世界において矛盾がないことを含意している。(5) において、前文だけでは、それがビルを主語として含まないので、ビルの視点が含意される余地はないはずなのに、後文(關係詞節)との相関性の下においては、前文でもビルの視点が含意される、ということを、(5) の文は示している。

(6) の文においても、一見、二つの世界の交錯があるようにみえるけれども、実際は、ない。(6) が *a car* と *which* とを軸として自然な連続性を確保しているのは、話者の世界においてではなく、ビルの世界においてである。すなわち、(6) の文において、話者は、あくまで、メアリーに車がないと信じているのであり、メアリーの車を見たことがあるのはその話者である、と主張しているのは、その話者本人ではなく、ビルであるからである。つまり、話者その人がメアリーの車を見たという命題の真実性に、話者本人は、なんらコミットしてはいないからである。

(5) においても、(6) においても、ビルの世界において談話の連続性が確保されていることが明らかである。これらの場合においても、やはり、不定名詞句の特定の指示対象における同一指示性を主張することは可能であろうか。答えは、もちろん、肯定的である。前文において、話者の視点のみが明示的であり、

その話者の視点からは、*a car* の非特定の解釈しかでてこないのに対し、後文（関係詞節）との照合関係においてはじめて含意されるに至ったビルの視点からは、*a car* の特定の解釈は可能であるとしなければならない。

先きにもみるところのあった明確な場合と同様、このような不明確な場合においても、不定名詞句の特定の指示対象における同一（指示）性を認めないなら、談話の連続性は確保されえないものと思われるからである。

2.5.3. *doubt* を代表とする否定的非叙実動詞と並んで、*claim* などの肯定的非叙実動詞のあることは、先程から問題としてきた複雑な場合の実例から明らかであろうが、こんどは、この肯定的非叙実動詞だけの場合を、もう少しみてゆくことにしよう。

肯定的非叙実動詞の場合についても、話者の世界と主語の世界との区別は、決定的なものである。不定名詞句の特定の指示対象の解釈は、主語の視点に基づく主語の世界においてのみ、実現可能であり、話者の視点に基づく話者の世界が決定的な形で関与することはないと思われる。

このことは、次の例によって示すことができよう。

- (7) Bill says he saw a lion on the street, which he claims had escaped from the zoo.
 (8) Bill says he saw a lion on the street, which I claim had escaped from the zoo.

まず、(7) の文において、話者が *says* および *claims* の補文の命題の真偽性に関してどのようなコミットメントをしているかにかかわらず、*says* と *claims* の主語の世界、すなわち、ビルの世界において、*a lion* と *which* との間の同一性、これも特定の指示対象における同一性が保証されている。このことは、前半部分は *Bill says* によって、後半部分は *he (=Bill) claims* によって、(7) は全体として、首尾一貫したビルの世界を構築していることから明らかである。ここには話者の入り込む余地はない。

それでは、(8) の場合はどのように説明できるであろうか。(8) は、表向き、前半部がビルの世界を構成し、後半部（関係詞節）が話者の世界を構成しているかに見える。が、しかし、この談話の連続性は、話者の世界において確保されている。前半部によって表わされるビルの世界は、後半部によって表わされる話者の世界との相関性の下で、話者の世界でもあることが、暗に、含意されていると言わなければならない。つまり、話者は、ビルの主張の真実性を暗黙裡に認めている、ということである。この場合、もちろん、拡大された——つま

り、前半部をも含み込んだという意味で拡大された——話者の世界において、不定名詞句 (*a lion*) の特定の指示対象の解釈が保証されるに至っていることになる。

注意すべきは、ここで問題となっている話者の世界は、本来、主語の世界というべきものである。つまり、話者を指示する表現 *I* が、たまたま、主語の位置を占めているということの意味するので、より一般的な次元でみるなら、あくまで、主語の世界における談話の連続性ということになるので、本節のはじめに提示した一般化に反するものではない。

ただ、この場合、問題を複雑にしているものがあるとすれば、それは、(7)とは違って、(8)では、二つの異なる主語の世界を、表向き、表わしているからである。しかし、すでに明らかなように、談話の連続性は、このいずれか一方の主語の世界(つまり、二つの異なる主語が交錯しない世界)において確保されているのである。まさにこの点が、ここでのポイントである。

3. 不定名詞句の非特定性と非制限的關係詞

3.1. 不確定的コンテキストの同質性

3.1.1. これまでの議論では、談話の自然な連続性を確保するための条件として、不定名詞句の特定の指示対象における同一性ということを考えてきた。

すなわち、非制限的關係詞が、不定名詞句を修飾限定することができるためには、その不定名詞句が、それを含む主節の中で特定の指示対象の解釈をうけなければならないとし、その解釈のもとでのみ、談話の自然な連続性が保証されるとした。

これと同じ制約が、定冠詞、定代名詞の分布についても観察されることを指摘した。

しかしながら、これにかかわる現象はもっと複雑で、さらに考察を押し進めてゆかなければならない。資料を積み重ね、考察を深めてゆくと、次のようなことが明らかとなる。すなわち、不定名詞句が非特定の解釈を受けながらも、非制限的關係詞節による修飾限定を受け入れ、しかも、談話の自然な連続性が保証される、といった場合が見られるのである。

このような事実観察から引き出される結論は、次のようにまとめることができる。

まず、すでに明らかなように、不定名詞句が非特定の指示対象の解釈を許さ

れるのは、不確定的コンテキストにおいてである。

さらに、この、非特定の解釈をもつ不定名詞句が非制限的關係詞節による修飾限定を受けることができるためには、非制限的關係詞節もまた、不確定的コンテキストを形成するものでなければならないのである。

この制約は、何を意味するであろうか。言うまでもなく、議論の過程ですでに明らかのように、不定名詞句を含む主節と非制限的關係詞節とが、ともに、不確定的コンテキストであることによって、談話全体が同質の一つの世界を形成することを意味する。

視点を変えれば、同質的不確定世界を形成する談話においてはじめて、不定名詞句と非制限的關係詞とが、非特定の解釈において、同一指示的でありうるのである。

この新たな一般化を裏付ける実例を、次に考察してゆくことにする。

3.1.2. まずはじめに、法助動詞を含む場合についてみよう。

(1) You must write a letter to your parents, which has to be sent by airmail.

(2) *You must write a letter to your parents, which is sent by airmail.

(1) と (2) は最小対立を成すペアで、その唯一の違いは、非制限的關係詞節が *has to* を含んでいるか、*is* を含んでいるかにあるので、文法性の差は、まさに、この点に起因するとしなければならない。単純現在形 *is* は現在の状態を表わすので、確定的コンテキストの形成にあずかるのに対し、*has to* は、*must* とともに、そこに含まれる事態がまだ実現していないことを含意するので、不確定的世界を形成するにあずかっている。

したがって、(1) においては、主節も關係詞節もともに不確定的コンテキストを形成するが、これに対し、(2) においては、主節が不確定的コンテキスト、關係詞節が確定的コンテキストを形成するので、全体としてみると、同質的な一つの世界を成すに至らず、不定名詞句 *a letter* と非制限的關係詞 *which* とは同一指示性を確保することができない結果となっているのである。

このような状況の中で、(2) の *a letter* と *which* とは、特定の、非特定の解釈のいずれにおいても、同一指示的であることができないのに対し、(1) の *a letter* と *which* とは、非特定の解釈において同一指示的であることが観察されるのである。

したがって、これらの観察を考え合わせてみると、先きに示した一般化の妥当性が裏付けられることになる。すなわち、主節、非制限的關係詞節ともに不

確定的コンテキストを形成するときのみ、不定名詞句と非制限的關係詞との間に非特定の解釈における同一指示性が成り立つ。

3.1.3. 次に、今、問題としている一般化に含まれる「同質的な不確定的コンテキスト」という概念を一層明確化するために、さらに実例を積み重ねてゆくことにしよう。

(3) John wants to catch a fish, which you can eat for supper.

(4) *John wants to catch a fish, which do you see from here?

(3) においては、*want* と *can* の存在によって、談話全体の不確定的コンテキストが確立されているのに対し、(4) においては、非制限的關係詞節が疑問文であるにもかかわらず、主節と同質的な不確定的コンテキストを確立するには至っていない。

ここで (3) と (4) の文法性の差には、どうも不確定的コンテキストにおける同質性という概念がからまっているようである。その同質性の中身を押さえるためには、(3) と (4) の不確定的コンテキストの性質をさらに深く探ってみなければならない。

(3) の談話が全体として同質的な不確定的コンテキストを確立しているとするなら、それは、主節と非制限的關係詞節とをそれぞれ不確定的コンテキストならしめている *want* と *can* の間に同質性がなければならないことを意味する。

実際、*want*, *can* はともに、それを含む文の表わす事態がまだ実現されていないことを含意する。視点をかえれば、ともに、その事態が実現する可能性は未来にある、ということを含意している。この含意は、主節と非制限的關係詞節における不確定的コンテキストの同質性を保証するものであると言わなければならない。

(4) の非文法性は、これと平行な視点からみて、不確定的コンテキストの同質性が確保されていないからだと考えられる。実際、主節における *want* の存在は、その表わす事態がまだ実現していないことを含意する。が、それに対し、非制限的關係詞節における疑問性は、その事態が現在、実現しているかいないかが不明であることを含意する。

要するに、主節の含意するところは、事態の非実現であるのに対し、非制限的關係詞節による含意は事態の実現・非実現そのものの不明性である。どちらも、不確定的コンテキストを成すという点に異論はないとすると、その不確定的コンテキストが同質的であるか否かという点に疑問があることになる。その

ように考えてゆくと、上の観察から導き出される結論は、主節と非制限的關係詞節が作る不確定的コンテキストは、同質的でないということになるのでなければならない。

3.1.4. 次は命令文の不確定的因子がかかわり合う例である。

- (5) Give me a hotdog, which I will eat.
 (6) *Give me a hotdog, which looks delicious.

(5), (6) ともに、主節は命令文である。命令文は、一般に、それが表わす事態がまだ実現せず、未来において実現する可能性を含意する。だから、主節は不確定的コンテキストを成し、その中に生じている不定名詞句 *a hotdog* は、「任意のホットドッグ」という非特定の解釈を受けるのでなければならない。事実もこの通りである。

非制限的關係詞節における含意は、しかしながら、[(5) と (6) で違ったものとなっている。(5) の關係詞節は、*will* の存在によって、その表わす事態がまだ実現せず、未来時において実現する見込みのあることを含意している。これは定義上、不確定的コンテキストである。したがって、(5) が文法的なのは、主節、關係詞節ともに、非実現という同質的な不確定的世界を構成するからである。

それに対し、(6) の關係詞節は、それが表わす事態が現在時において実現していることを含意している。この含意の発祥は、*looks* の中にある。*look* という動詞が内在的性質としてもつ「状態性」と、単純現在時制の表わす「現在時」とが合体して、「現在時における状態」という含意が浮かびあがってくるからである。これは、言うまでもなく、確定的コンテキストを成す。したがって、(6) が非文法的なのは、*a hotdog* と *which* とが非特定の解釈において同一指示的ではありえないからである。これは、とりも直さず、主節の不確定性と關係詞節の確定性との間の非同質性によるものである。

3.1.5. 次の例は、仮定法が同質的な不確定的世界の形成にあずかることを示す。

- (7) I wish Mary had a car, which I could / would drive.
 (8) *I wish Mary had a car, which I can / will drive.

このペアには、仮定法過去の要素がからまっている。(7) では、*had* と *could* / *would* との間の時制の一致が示すように、主節と關係詞節との間に、仮定法過去の法則が働いている。が、これに対し、(8) では、*had* と *can* / *will* との間の時制の不一致が示すように、仮定法過去の法則は關係詞節によって破

られている。

この違いは、もとより、*wish* の表わす仮定法過去の作用域が非制限的關係詞節にまで及んでいることを意味する。

仮定法過去は反現実の世界を描く。反現実の世界は仮想の世界である。だから、(7), (8) の主節はともに、「現在、メアリーに車がない」ことを含意する。しかるに、「メアリーに車がないから、わたしはその車を運転することはできない」。わたしが現在、車を運転することができないのは、わたしが運転すべき、その車を、メアリーが持っていないからである。とすると、非制限的關係詞節の表わす事態が実現するためには、主節の表わす事態の実現が前提とされていることになる。このことは、ひるがえって、*wish* の表わす仮定法過去の作用域が非制限的關係詞節にまで及ばなければならないことを意味する。

この作用域の考えが正しいことを示す意味論的確証は、次に示す (7), (8) のためのパラフレーズから得られる。

(9) I wish Mary had a car. (If she had a car), I could/would drive the car/it.

(10) I wish Mary had a car. #*(If she had a car), I can/will drive the car/it.

(9), (10) の第 2 文における文法性の違いは、(7), (8) の非制限的關係詞節に仮定法過去の条件節が含意されていることを示唆している。もとより、關係詞節が *wish* の作用域内にあるということである。(ちなみに、(10) 第 2 文の #* は、その文自体の非文法性のみならず、談話におけるつながりの不自然さをも示す。)

(7) と (8) の文法性の差は、以上のような観点から説明できる。(7) の關係詞節は、主節と同様、反現実の世界を叙述しているが、(8) の關係詞節は、主節とは違い、反現実の世界を叙述してはいない。ただ、非実現の世界を叙述しているだけである。だから、(7) は、全体として、反現実という同質的な、一つの不確定的世界を形成している。が、(8) は、そうではない。この、(7) における同質的な不確定的コンテクストの中ではじめて、*a car* と *which* とは非特定の解釈における同一指示性を確保することができるに至ったのである。

3.1.6. 次は、同質的な不確定的世界の形成に否定と法性の因子が協力する例である。

(11) Bill didn't see a unicorn, which must have a gold mane.

(12) *Bill didn't see a unicorn, which had a gold mane.

(11), (12) のペアでは、主節がともに否定の不確定的作用因子を含んでいるが、関係詞節は、(11) において法助動詞 *must* が生じているのに対し、(12) においては単純過去形 *had* が生じている。*must* は不確定的因子を含むのに対し、*had* は確定的因子を含む。

だから、(11) には、主節と関係詞節の間に同質的な不確定的世界があるのに対し、(12) には、そのような同質的な世界はない。(11) の自然さ、(12) の不自然さは、まさに、この違いに起因している。(11) においてのみ、*a unicorn* と *which* とが、非特定の解釈における同一指示性が保証される由縁である。

3.2. 不定名詞句と数量詞

3.2.1. 数量詞と不定冠詞の相互作用はどのようになっているであろうか。まず、Karttunen (1976) から借用した次の文についてそのことを考えてみることにする。

(6) Harvey courts a girl at every convention.

(7) Most boys in this town are in love with a go-go dancer.

(6) も (7) も、2通りの解釈が可能である。(6) についていえば、次の二つのパラフレーズでそれを示すことができる。

(8) At every convention, there is some girl that Harvey courts.

(9) There is some girl that Harvey courts at every convention.

すなわち、一つの読みは、(8) で示すように、Harvey の求愛する女の子は、集まりがあるごとに違っていることもありうる場合で、これを、不定名詞句 *a girl* の非特定の解釈と呼ぶことにしよう。もう一つの読みは、(9) で示すように、Harvey がどの集まりに姿を見せてもいつも変わらず求愛するある特定の女の子がいる場合で、これを特定の解釈と呼ぶことにしよう。

(7) についても同様なあいまい性が認められる。一つは、この町に住むたいの男の子が、みんなそろいもそろって、ある特定の一人の女の子と恋に陥っている場合であり、もう一つは、この町に住むたいの男の子が、みんな一人ずつ、別個の女の子と恋に陥っている(たまたま、同じ女の子ということもある)かもしれない場合である。やはり同じく、前者の読みを特定の解釈と呼び、後者の読みを非特定の解釈と呼ぶことにしよう。

このような不定名詞句のあいまい性は、数量詞の作用域の問題とかかわっている。(8) にみるように、不定名詞句が数量詞の作用域内に生じていれば、数量詞のもつ本来的不確定的要素のゆえに、不定名詞句は非特定の解釈を要求さ

れるに至る。それに対し、(9) にみるように、不定名詞句が数量詞の作用域外に生じていれば、数量詞の不確定的要素の影響を受けることなく、不定名詞句は特定の解釈をもつに至るのである。

3.2.2. このように、数量詞の作用域との関連において、不定名詞句に特定の、非特定の解釈のあいまい性が生ずるとき、その不定名詞句と非制限的關係詞節との関係はどのようになるであろうか。

まず、次の文の観察から始めよう。

(10) Harvey courts a girl at every convention, who is very pretty.

(11) Most boys in this town are in love with a go-go dancer, who Mary doesn't like at all.

(10) の *a girl*, (11) の *a go-go dancer* は、特定の解釈しか受けない。独立文の中ではあいまいであったのに、(10), (11) でそのあいまい性が消えているのは、非制限的關係詞節の修飾限定によっている、と言わなければならない。つまり、これら不定名詞句と非制限的關係詞 *who* とは、特定の解釈においてのみ同一指示性を確立していることになる。

しかし、このあいまい性がそのまま持ち越されている場合もある。次の文はこの例である。

(12) Harvey courts a girl at every convention, who always comes to the banquet with him, and who is usually also very pretty.

(13) Every time Bill comes here, he picks up a book, which I never let him take.

(12), (13) において、*a girl*, *a book* は、ともに、特定の解釈も非特定の解釈も可能であり、したがって、それぞれ、*who*, *which* と、いずれの解釈においても、同一指示的である。

「いずれの解釈においても」と言っても、それは、不定名詞句と非制限的關係詞とが特定の・非特定の解釈において交差することを許すものではない。理論的には四つの組み合わせが可能であるとしても、実際は、両者がともに特定の解釈をうける場合と、両者がともに非特定の解釈をうける場合の二つの組み合わせしか実現しないのである。

(10), (11) で不定名詞句が特定の解釈だけに限られるのは、非制限的關係詞節が確定的コンテキストを構成するために、非制限的關係詞が非特定の解釈を受けられない、ということによっている。非制限的關係詞節が確定的コンテキストを構成することは、(10) では、*is*, (11) では *doesn't like* によって明らか

である。いずれも関係詞節が現在時における特定の状態を表わしているからである。

(10), (11) との対比において、(12), (13) を観察すれば明らかなように、後者における非制限的關係詞節は、不確定的コンテクストを構成している。このことは、まず、(12) の場合には、*always, usually* のような特殊な時の副詞が関係詞節内に生じていることに起因する。これらの副詞は、特定の解釈の場合においては、Harvey の求愛する特定の女の子についての行為、状態が習慣的に繰り返されていることを含意するのに対し、非特定の解釈の場合においては、Harvey が求愛する女の子ごとに、同じ行為、状態が繰り返されることを含意する。

(13) の場合についても、(12) と同じ観察がえられる。*every time* という時の接続詞の存在によって、あるできごとの繰り返しが含意されているので、それは不確定的コンテクストの形成にあずかり、その作用域内の不定名詞句 *a book* が非特定の解釈をうけることは可能である。*which* 節は、*never* の存在によって不確定的コンテクストとなり、*which* が非特定の解釈における *a book* と同一指示的であることができる。つまり、主節も関係詞節も、習慣的できごとを表わす同質的な不確定的世界を形成しているので、矛盾なく、非特定の解釈における同一指示性が確立しているのである。もちろん、このことは、*a book* の特定の解釈を排除するものでないことも、われわれの直観で納得することができよう。

以上、不定名詞句と非制限的關係詞との相関性についてみてきたが、その観察は、不定名詞句と定冠詞、不定名詞句と定代名詞の間にも、等しく認められる。Karttunen (1976) からの次の談話を参照。

- (14) Harvey courts a girl at every convention. She is very pretty.
 (15) Harvey courts a girl at every convention. She always comes to the banquet with him. The girl is usually also very pretty.
 (16) Every time Bill comes here, he picks up a book and wants to borrow it. I never let him take the book.

(14) では、(10) と同じく、*a girl* と *she* とは特定の解釈においてのみ同一指示的であるのに対し、(15), (16) では、(12), (13) と同じく、*a girl* と *she* と *the girl, a book* と *it* と *the book* は、それぞれ、特定の解釈においても、非特定の解釈においても、同一指示性を確立しているのである。

3.3. 代用表現としての非制限的關係詞

3.3.1. 以上、いろいろな不確定的因子のからまる談話の例を観察しながら、同質的な不確定的世界において、不定名詞句と非制限的關係詞とが非特定の解釈において同一指示的でありうることを例証した。他方、すでに第2節では、不定名詞句と非制限的關係詞とが特定の解釈において同一指示的である場合をみた。

關係詞が、制限的・非制限的用法を問わず、連結機能と代用機能の二重機能を担っていることは、はじめにふれた。この節では、非制限的關係詞の代用機能の側面に焦点を絞って考えてみることにする。前節までで明らかになったように、非制限的關係詞は、先行詞名詞句の特定性とも非特定性とも、関係を結ぶことができた。しかし、その関係の結びかたは、特定性、非特定性とで違はずである。それぞれの場合に、非制限的關係詞は、意味上、まさに何の代用表現となっているか、という問いを軸にすえて、同一指示性の問題を考えることにする。

次のペアの文を詳細に比較検討することから始める。

- (1) Mary wants to marry a rich man, who is a banker.
- (2) Mary wants to marry a rich man, who must be a banker.

(1) も (2) も、ともに、自然な談話であるが、(1) において、*a rich man* は特定の指示対象を指すものと解されるのに対し、(2) において、それは非特定の指示対象を指すものと解される。

この事実は、もちろん、主節において不定名詞句 *a rich man* が潜在的にあいまい性をはらみ、そのあいまい性が非制限的關係詞節に触発され、いずれか一方の解釈が顕現したことを意味する。

(1) において非制限的關係詞節は確定的なので、主節における不定名詞句は特定の解釈を実現したのに対し、(2) において非制限的關係詞節は不確定的なので、非特定の解釈が実現した、ということが出来る。

そこで、まず、主節をなす文のあいまい性についてもう少し考えてみると、そのあいまい性は、*want* と *a rich man* との作用域の問題に還元できることに気がつく。すなわち、(1), (2) における主節の部分 (3 a) は、次の二とおりの形 (3 b) と (3 c) にパラフレーズできるのである。

- (3) a. Mary wants to marry a rich man.
- b. There is a rich man who Mary wants to marry.
- c. Mary wants there to be a rich man who she marries.

(3b) と (3c) は、*a* と *want* との作用域の差を明確に示している。(3b) は特定の解釈をもつ場合で、このとき、*a rich man* は *want* に先行している。これに対し、(3c) は非特定の解釈をもつ場合で、このとき、*want* が *a rich man* に先行している。先行しているほうが優位に作用していることが明らかである。いってみれば、*a rich man* は (3b) において、*want* の作用域内には生じていないので、特定の解釈をもつものに対し、(3c) においては、*want* の作用域内に生じているので、非特定の解釈をもつのである。

この延長線上に、(4), (5) がそれぞれ、(1), (2) のパラフレーズとして浮かびあがってくる。

(4) There is a rich man who Mary wants to marry, who is a banker.

(5) Mary wants there to be a rich man who she marries, who must be a banker.

(4), (5) は、(1), (2) における不定名詞句 *a rich man* のあいまい性を見事に解消し、それぞれ一方の解釈だけを許す形に具現されている。だから、非制限的關係詞 *who* が同一指示的であるべき先行詞を、意味上紛れなき形で、規定することができるようになっている。

これをも考察の射程に入れると、(1), (2) は、それぞれ、(6), (7) の談話と同義であることになる。

(6) There is a rich man who Mary wants to marry. The rich man who she wants to marry is a banker.

(7) Mary wants there to be a rich man who she marries. The rich man who she marries must be a banker.

これとの対比において留意すべきは、第2文の主語を入れ替えた次の談話は、いずれも、変則的である(意味を成さない)ということである。

(8) There is a rich man who Mary wants to marry. #*The rich man who she marries is a banker.

(9) Mary wants there to be a rich man who she marries. #The rich man who she wants to marry must be a banker.

(8), (9) はともに意味上変則的な談話であるが、実際、その変則性の中身に違いがある。(9) の変則性は、談話が全体として連続性に欠ける、ということによっているが、(8) の変則性は、同じく、談話の連続性が欠ける、ということのほか、第2文がそれ自体非文法的である、ということにもよっている。

3.3.2. ここで問題としたいのは、この、(8) における第2文自体の非文法性である。この非文法性には、次の一般的法則が働いている。すなわち、関係詞

節が未来の事態を表わす単純現在時制を含むとき、主節は、未来の事態を表わす未来時制を含まなければならない、というものである。

この一般化が (8) の第 2 文にあてはまることは、それを (7) の第 2 文と比較することによって確認できる。説明の便宜上、(6), (7), (8), (9) の第 2 文をみなとりだし、次に示す。

- (10) The rich man who she wants to marry is a banker.
 (11) The rich man who she marries must be a banker.
 (12) *The rich man who she marries is a banker.
 (13) The rich man who she wants to marry must be a banker.

当面の問題は、(8) の第 2 文すなわち (12) を、(7) の第 2 文すなわち (11) と比較することにある。

まず、主節において *must* と *is* の違いがあるのみである。この表面的な違いの中に文法性の差の原因があるとしなければならない。(11) の文は、主節、関係詞節ともに、未来時の事態を表わしており、このとき、主節は未来時制を含むのに対し、関係詞節は単純現在時制を含んでいる。しかるに、(12) の文は、関係詞節が単純現在時制を含むのに、主節は現在の状態を表わす現在時制を含んでいる。したがって、関係詞節が単純現在時制で未来の事態を表わすためには、主節もまた、未来の事態を表わし、そのために、未来時制を含んでいなければならないのである。

実際、この法則は、もっと一般的なもので、関係詞節についてのみならず、条件節、時の副詞節についてもあてはまる。

- (14) If John catches a fish, it $\left\{ \begin{array}{l} \text{is bound to be} \\ *is \end{array} \right\}$ a small one.
 (15) If any train arrives on time, it $\left\{ \begin{array}{l} \text{will be} \\ *is \end{array} \right\}$ greeted by a marching band.
 (16) When my father arrives, we $\left\{ \begin{array}{l} \text{will} \\ *are ready to \end{array} \right\}$ begin dinner.
 (17) My father $\left\{ \begin{array}{l} \text{may be} \\ *is \end{array} \right\}$ back home before we go out.
 (18) We $\left\{ \begin{array}{l} \text{should give} \\ *have given \end{array} \right\}$ the money we win to charity.
 (19) John $\left\{ \begin{array}{l} \text{may not} \\ *doesn't \end{array} \right\}$ like the present Mary gives him.

(14), (15) は条件節を含み、(16), (17) は時の副詞節を含む。さらに、(18), (19) で他の関係詞節の例をも加えた。いずれの文も、主節、従節ともに未来の事態を表わすとき、従節が単純現在時制であれば、主節は、未来時制でなけれ

ばならない、ということを示している。

3.3.3. 急いで念を押しておかねばならないが、この逆は必ずしも真ではない。というのは、主節、従節ともに未来の事態を表わすとき、主節が未来時制を含むなら、従節は単純現在時制を含まなければならない、ということには必ずしもならないのである。もっと正確を期した言い方をすれば、このことは、条件節、時の副詞節にあてはまっても、制限的關係詞節にはあてはまらないのである。次の例はこのことを示す。

(20) If John $\left\{ \begin{array}{l} \text{catches} \\ *will \text{ catch} \end{array} \right\}$ a fish, it is bound to be a small one.

(21) If any train $\left\{ \begin{array}{l} \text{arrives} \\ *will \text{ arrive} \end{array} \right\}$ on time, it will be greeted by a marching band.

(22) When my father $\left\{ \begin{array}{l} \text{arrives} \\ *will \text{ arrive} \end{array} \right\}$, we will begin dinner.

(23) My father may be back home before we $\left\{ \begin{array}{l} \text{go} \\ *will \text{ go} \end{array} \right\}$ out.

(24) We should give the money we $\left\{ \begin{array}{l} \text{win} \\ will \text{ win} \end{array} \right\}$ to charity.

(25) John may not like the present Mary $\left\{ \begin{array}{l} \text{gives} \\ \text{wants to give} \end{array} \right\}$ him.

(20) から (25) の文は、(14) から (19) の文に対応する。(20) から (23) の文は、主節が未来時制であれば、条件節、時の副詞節は単純現在時制でなければならないことを示す。が、これに対し、(24)、(25) は、主節が未来時制であっても、関係詞節が、必ずしも、単純現在時制である必要はなく、これもまた、未来時制であることができることを示している。

しかしながら、この関係詞節の場合、単純現在時制であるか未来時制であるかで、その含意は違ってくる。まさに、この違いが、当面の問題に重要なポイントとなる。単純現在時制の場合、その制限的關係詞節が修飾する名詞句は、定冠詞の存在にもかかわらず、非特定の解釈を受けるが、他方、未来時制の場合、その関係詞が修飾限定する名詞句は、特定の解釈を受けるのである。

たとえば、(24) において、*the money we win* は「われわれが手に入れるかぎりの任意の金」の含意をもつのにに対し、*the money we will win* は「われわれが手に入れることになっているある特定の金」の含意をもつ。(25) においても同じく、*the present Mary gives him* には「メアリーが彼にする贈り物ならどんな贈り物でも」の意が含まれるのにに対し、*the present Mary wants to give him* には「メアリーが彼に贈りたいと思いい心に決めているある特定の贈り物」の意が含まれるのである。

3.3.4. 図らずも、われわれは、紆余曲折を経て、本論の主題にたちもどってきたようである。(24), (25) の關係詞節の中に単純現在時制と未来時制のいずれが生じているかによる意味上の違いは、それと平行な (11) と (13) との間においても認められなければならない。つまり、(11) の *the rich man who she marries* は、非特定の解釈を受けるのに対し、(13) の *the rich man who she wants to marry* は、特定の解釈を受けるのでなければならない。

実際、(11), (13) をそれぞれ、元あった談話、すなわち、(7), (9) にもどしてみるなら、この解釈の妥当性が確認できる。(7) の談話が自然な連続性を確保しているのは、第2文の *the rich man who she marries* が第1文で非特定の解釈をもつ *a rich man who she marries* を、そのまま、受け継いでいるからである。

これに対し、(9) が自然な談話の連続性を獲得していないのは、特定の解釈を受ける第2文の *the rich man who she wants to marry* が、第1文で非特定の解釈を受ける *a rich man who she marries* を受け継ぐことができないからである。要するに、(9) では、非特定の解釈における同一指示性が確立していないのである。

(8) の談話の不自然さが二つの理由によることは先きに述べた。すでに確証済みであるが、まとめて示すと、一つは、第2の文自体が非文法的であること。制限的關係詞節が未来の事態をさす単純現在時制を含んでいるにもかかわらず、主節が、実際には現在の事態をさす現在時制を含み、未来時の事態をさす未来時制を、含まなければならないのに、含んではいないからであった。

もう一つの理由は、談話が不連続であること。これは (9) の談話が不自然であると同断である。第1文の *a rich man who Mary wants to marry* が特定の解釈をもつのに、それを受け継ぐべき第2文の *the rich man who she marries* が、非特定の解釈を受ける可能性しかもってはず、したがって、実際、それを受け継ぐことができないからである。

(6) の談話が自然なのは、(7) の談話が自然なのと平行した仕方で説明することができる。すなわち、特定の解釈をもつ第1文の不定名詞句が、そのまま、第2文に受け継がれているからである。この際、第2文の主節が未来時制を含まない、という事実は、関与しない。なぜなら、特定の解釈を受ける名詞句は、定、不定を問わず、どのような時制の文にも生ずることができるからである。(6) の第1文、第2文、それに、(8) の第1文(これ自体文法的である)ではともに現在時制からなる確定的コンテキストの中に生じているのに対し、(9) の第

2文(それ自体は文法的である)では、未来時制から成る不確定的コンテキストの中に生じている。

未来時制は、言うまでもなく、一つのタイプの不確定的コンテキストを構成する。これまでの議論をまとめると、不定名詞句は不確定的コンテキストに生じずるときのみ非特定の解釈が可能であり、その解釈において同一指示的であるべき代用形式は、また等しく、不確定的コンテキストに生じなければならない。ここで言う代用形式というのは、言うまでもなく、非制限的關係詞、定冠詞付き名詞句、定代名詞を指す。

まとめの意味で次のパラダイムを示す。すべての談話の間にパラフレーズの関係がある。

- (2) Mary wants to marry [a rich man], [who] must be a banker.
 (5) Mary wants there to be [a rich man who she marries], [who] must be a banker.
 (7) Mary wants there to be [a rich man who she marries]. [The rich man who she marries] must be a banker.
 (26) Mary wants to marry [a rich man]. [The (rich) man (who she marries)] must be a banker.
 (27) Mary wants to marry [a rich man]. [He] must be a banker.

どの談話も不確定的コンテキストを構成している。各談話における角括弧のペアは非特定の解釈において同一指示的である。

REFERENCES

- Aissen, Judith. 1972. Where do relative clauses come from? *Syntax and Semantics* 1, ed. by John P. Kimball, 187-98.
 Baker, C. L. 1966. *Definiteness and indefiniteness in English*. Master's thesis, University of Illinois. Reproduced by Indiana University Linguistics Club (1973).
 Boer, S. E. and W. G. Lycan. 1976. *The myth of semantic presupposition*. *Ohio State University Working Papers in Linguistics* 21, 1-90.
 Dean, Janet. 1968. *Nonspecific noun phrases in English*. *Mathematical Linguistics and Automatic Translation*, Report No. NSF-20, ed. by S. Kuno, VII: 1-43.
 Givón, Talmy. 1973. Opacity and reference in language: an inquiry into the role of modalities. *Syntax and Semantics* 2, ed. by J. P. Kimball, 95-122.
 Jackendoff, R. S. 1972. *Semantic interpretation in generative grammar*. Mass.: MIT Press.
 Karttunen, Lauri. 1969. *Discourse referents*. Reproduced by Indiana University Linguistics Club. Also reprinted in *Syntax and Semantics* 7, ed. by James D. McCawley (1976), 363-86.

- . 1971. Implicative verbs. *Language* 47: 2, 340–58.
- Kempson, Ruth. 1975. *Presupposition and the delimitation of semantics*. London: Cambridge Univ. Press.
- Kiparsky, Paul and Carol Kiparsky. 1970. Fact. *Progress in linguistics*, ed. by M. Bierwisch and K. E. Heidolph. The Hague: Mouton.
- Langendoen, D. T. 1970. *Essentials of English grammar*. New York: Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- Smith, Carlota. 1964. Determiners and relative clauses in a generative grammar of English. *Language* 40: 1, 37–52. Also reprinted in *Modern studies in English*, ed. by Reibel-Schane (1969), 247–63.